

防経施第1565号  
26.2.14

各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長 殿

経理装備局施設整備課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）

標記について、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知があったので、別紙に記載する事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたく通知する。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」の運用について（通知）」（平成25年10月31日。防経施第14473号）は、廃止する。

添付書類：「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（国土建第273号。平成26年2月3日）

写送付先：経理装備局会計課長、地方協力局地方協力企画課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛医科大学校経理部経理課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、海上幕僚監部総務部経理課長、航空幕僚監部総務部会計課長、技術研究本部総務部会計課長、装備施設本部施設計画課長

## 技術者の専任に関する当面の取扱いについて

技術者の専任に関する取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（防経施第1608号。平成25年2月13日。）により通知しているところであるが、当面の間、次のとおり要件を緩和することとする。

1. 防衛施設の建設工事は、自衛隊等の運用に供するものでその運用に支障が生じないよう、より適正な施工及び品質の確保を図ることが極めて重要であることを踏まえ、適用に当たっては適切に判断するものとする。
2. 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

（※「施工にあたり相互に調整を要する工事」については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

3. 前記2を適用するに当たっては、入札公告において、「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる（原則2件程度）。」旨を明示し、競争参加者に周知するものとする。

防衛省経理装備局施設整備課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成 2 5 年 2 月 5 日付け国土建第 3 4 8 号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、通知します。

これを踏まえ、建設工事の発注においては、適正な施工の確保に資するよう、当該取扱いについてご理解と的確な運用をお願いするとともに、貴官下の関係機関に対し、周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成 2 5 年 9 月 1 9 日付け国土建第 1 6 2 号）は、廃止します。

記

1. 令第 2 7 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 2 7 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 1 0 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 2 7 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の担当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

(3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ。民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

## 2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 1 月 14 日付け国土建第 161 号）

（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

## 3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以上